



令和7年1月31日（金） 第10269号

目次

ページ

告 示

○土壌汚染対策法による区域の指定の解除（環境保全課）	2
○同	2

公 告

○土地改良事業計画の決定に係る縦覧（農村整備課）	2
○土地改良区役員の就退任の届出（同）	2
○開発工事の完了（建築課）	4

選挙管理委員会告示

○政治団体の名称等	4
○政治団体の異動事項	4
○政治団体の解散届出	5
○資金管理団体の名称等	5
○資金管理団体の異動事項	6
○資金管理団体の指定の取消し等	6
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	6

■ 告 示

◎群馬県告示第26号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和4年群馬県告示第193号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和7年1月31日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除する区域 藤岡市東平井字打越1355番2の一部、1360番の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第27号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和6年群馬県告示第300号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和7年1月31日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除する区域 佐波郡玉村町大字川井1739番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営東中野・二本松土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年1月31日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和7年2月3日から同年3月4日まで
- 3 縦覧に供する場所 群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/page/9734.html>）、沼田市役所及び昭和村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年1月31日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 の 事 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
佐波新田用水	理 事	再 任	木村智幸	伊勢崎市日乃出町1221番地
	同	同	福島嘉彦	同 境上矢島287番地
	同	同	堀井雄生	同 境女塚255番地
	同	新 任	茂木幹宏	同 境西今井321番地
	同	同	星野成吾	同 境伊与久216番地2
	同	同	塩谷剛久	同 同 692番地1
	同	同	小林正隆	同 同 2649番地
	同	同	小此木利久	同 境木島165番地3
	同	同	大橋有二	同 境下湊名1418番地4
	同	同	関根良幸	同 境上武士1925番地
	同	同	仁科広之	太田市世良田町941番地
	同	同	小此木徳次	同 同 1157番地1
	同	同	富岡祐一	同 粕川町334番地1
	同	退 任	茂木益雄	伊勢崎市境西今井321番地
	同	同	深町栄一	同 境伊与久721番地
	同	同	新井武雄	同 同 1306番地
	同	同	石井幸雄	同 同 2727番地
	同	同	小此木実	同 境木島126番地
	同	同	吹上一巳	同 境下湊名2551番地
	同	同	石原秀雄	同 境下武士1503番地4
	同	同	小沼二美	太田市世良田町840番地25
	同	同	相沢一太郎	同 出塚町417番地
	監 事	新 任	市村武克	伊勢崎市境木島508番地
	同	同	長谷川壮	同 境下武士1134番地3
	同	同	梅澤昇	太田市世良田町1481番地
	同	退 任	高木敏雄	伊勢崎市境木島202番地1
	同	同	森村清志	同 境上武士351番地
	同	同	栗原良一	太田市世良田町1226番地1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年1月31日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字五料194-1、大字五料字荒野201-1	北群馬郡吉岡町大久保582 T O Y Oヘルスケアホールディング株式会社 代表取締役 細野烈

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年1月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
新井恵介後援会	新井恵介	新井恵介	邑楽郡大泉町坂田2-4-15
	令和6年12月18日		
おおた未来プラットフォーム	穂積昌信	岡美枝子	太田市龍舞町2235-2
	令和6年12月5日		
サポート政経塾	宮崎法文	宮崎仁子	北群馬郡榛東村長岡939-1
	令和6年12月5日		
政心会	小暮笑鯉子	小暮笑鯉子	伊勢崎市三室町4558
	令和6年12月13日		
よしだひろあき後援会	吉田博昭	吉田友房	前橋市若宮町4-19-14
	令和6年12月9日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和7年1月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
伊藤純子後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和6年10月15日
	公職の種類（第1号）	衆議院議員	該当なし	令和6年10月15日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）	伊藤純子、衆議院議員	該当なし	令和6年10月15日
高友会	会計責任者の氏名	横山淳之	加野啓二	令和6年12月11日
間仁田さとし後援会	会計責任者の氏名	市川貢佑	湯浅博之	令和6年12月18日
未来を拓く会	政治団体の名称	未来を拓く会	穂栄会	令和6年10月5日

◎群馬県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年1月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
政心会	小暮笑鯉子	令和5年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年1月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
新井恵介	大泉町議会議員	新井恵介後援会	邑楽郡大泉町坂田2-4-15	令和6年12月15日

◎群馬県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和7年1月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
伊藤純子	伊藤純子後援会	公職の種類	衆議院議員	伊勢崎市議会議員	令和6年10月15日

◎群馬県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年1月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小暮笑鯉子	政心会	令和5年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年1月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,648
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 297,800
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,090
甘楽郡	5,921
吾妻郡	14,436
利根郡	8,757
佐波郡	9,862
邑楽郡	26,407
前橋市	91,537
高崎市	102,377
桐生市	29,402
伊勢崎市	55,752
太田市	58,597
沼田市	12,552
館林市	20,322
渋川市	20,826
藤岡市・多野郡	18,459
富岡市	12,876
安中市	15,650
みどり市	13,650

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
 電話 027-223-1111